

## 公益社団法人企業メセナ協議会 会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人企業メセナ協議会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第11条の規定に基づくこの法人の会員の入退会手続き並びに会員に関する情報の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (入会)

第2条 この法人の正会員又は準会員として入会しようとする団体（法人等）又は個人は、別表に掲げる事項について理事会で定める入会申込書により理事長に申し出るものとする。

- 2 理事会は入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
- 3 名誉会員については、理事会の議を経て社員総会において推薦を決定し本人に通知する。
- 4 入会申込書の様式は理事会の承認を得て、理事長が定める。

### (退会手続き)

第3条 定款第11条1項の定めにより、会員は、理事会の議決を経て理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

### (会員に関する情報の取扱いと管理)

第4条 この法人は、会員名簿を会員の種別ごとに作成・管理し、提出された入会申込書記載事項をもとに、会員に関する情報を登録する。

- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員は、理事会の承認を得て理事長が別に定める様式の変更届を提出するものとする。
- 3 会員名簿に登録された会員に関する情報は、その利用目的について以下のとおりとする。

#### <利用目的>

- ① この法人の一般公開用会員一覧の作成
- ② この法人の運営に関する会議（社員総会、理事会、各種会議）の案内通知及び会員更新事務、会費請求
- ③ この法人の事業活動に関する情報提供（機関誌・出版物等の配布、調査アンケート送付を含む）
- ④ この法人と外部団体との共催事業、また、この法人が協賛・協力した外部団体による主催事業の情報案内

- ⑤ この法人の会員による会員連絡先問合せ対応
- 4 会員名簿に登録された情報については、以下の場合を除いて、第三者へ開示、提供を行わない。
- 1) 会員の同意がある場合、もしくは、問合せ後、期限までに回答がなく同意があったものと取扱った場合
  - 2) 法令による場合
  - 3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行する際に協力が必要となる場合
- 5 会員に関する情報については、法令・規範を遵守し、厳重に管理し、漏洩、不正流出、改ざん等の防止に努める。
- 6 退会した場合は、会員名簿より登録情報を抹消する。また、定款第 10 条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録情報を抹消する。

(細則)

第 5 条 この規程の施行に関し、必要な細則は理事長が別に定める。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

改正後のこの規程は、2018 年 2 月 6 日から施行する。

(別表) 入会申込書に記載する事項

- 1 正会員及び準会員
  - (1) 入会に際しての誓約  
「入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います。」
  - (2) 入会を申込み団体・法人・個人名称 ※会員としての表記名
  - (3) 団体・法人の代表者及び個人会員の情報（氏名、所属団体・法人名称、役職名、法人所在地住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス）
  - (4) 実務担当者（氏名、所属団体・法人名称、所属部署、役職名、勤務地住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス）
  - (5) 正会員及び準会員の種別、年会費口数・年会費金額
  - (6) 上記 (2) (3) (4) についての英語表記

(7) 登録情報公開についての同意・不同意の確認

a. 一般公開用「会員一覧」への会員法人・団体・個人名の掲載

(※正会員：必須、準会員：原則、会員法人・団体・個人名について公開)

<可であることの確認>

b. 役員・会員等協議会関係者から、登録情報のうち、①法人名②部署名③役職名

④住所⑤電話番号の問合せがあった場合の対応

<可・否>

以上